

中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 中小企業等協同組合法施行令 (昭和三十三年政令第四十三号) (第一条関係)	1
○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令 (昭和三十三年政令第四十五号) (第二条関係)	6

改正後	現行
（内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限） 第二十九条 法第百十一条第二項に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。 一 法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する権限のうち次に掲げるもの イ 法第二十七条の二第一項の規定による設立の認可 ロ 法第百六条第二項の規定による解散の命令 ハ 法第百六条の二第四項及び第五項の規定による設立の認可の取消し 二 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第百六条及び第三百七条第一項、第三百五十五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項、第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条	（内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限） 第二十九条 法第百十一条第二項に規定する政令で定める権限は、法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する権限のうち次に掲げるもの並びに事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうちその組合員の資格として定款に定める事業が金融庁長官の所管に属しないものに係る権限とする。 一 法第二十七条の二第一項の規定による設立の認可 二 法第百六条第二項の規定による解散の命令 三 法第百六条の二第四項及び第五項の規定による設立の認可の取消し

第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）並びに第四百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。次条第二項及び第三十一条において同じ。）の権限（以下「行政庁権限」という。）であつて、事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次条第一項及び第三十一条第一号において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が金融庁長官の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に係るもの

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうちその組合員の資格として定款に定められる事業が金融庁長官の所管に属しないものに係る権限

（都道府県が処理する事務）

第三十条 行政庁権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

（都道府県が処理する事務）

第三十条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七條の三第五項、第五十七條の五、第五十八條の四、第五十八

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が国家公安委員会、金融庁長官又はこども家庭庁長官の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する内閣総理大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二 （略）
（削る）

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の所管に

条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）並びに第四百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この項において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法第二条第一項に規定する貸金業であるもの（その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。）に関する内閣総理大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二 （略）

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する厚生労働大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する農林水産

2

(略)

(権限の委任)

第三十一条 行政庁権限（法第五十八条の四に規定する行政庁の権限を除く。）のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前

大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の権限に属する事務
その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2

(略)

(権限の委任)

第三十一条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第一百零四条、第一百五條、第一百五條の二第一項及び第二項、第一百五條の三第一項から第四項まで、第一百五條の四第一項から第四項まで、第一百零六條第一項から第三項まで、第一百零六條の二（第三項を除く。）並びに第一百零六條の三の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次号及び第三号において同じ。）でその組合員の資格として

条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次号において同じ。）、税関長又は国税局長

（削る）

（削る）

二|
（略）

定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）、税関長又は国税局長

二| 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する環境大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

三| 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が金融庁長官の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第一号に定めるものを除く。）に関する内閣総理大臣の権限のうち法第百十一条第二項の規定により金融庁長官に委任されたもの その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長

四|
（略）

改 正 案	現 行
（都道府県が処理する事務） 第十条（略） 2（略） （削る） （削る） 3 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるもののうちその行う事業の全部又は一部が総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経	（都道府県が処理する事務） 第十条（略） 2（略） 3 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるもののうちその行う事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。 4 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるもののうちその資格事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。 5 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるもののうちその行う事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属する協業組合

経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、国家公安委員会、金融庁長官又はこども家庭庁長官の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに關するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

4| 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるもののうちその資格事業の全部又は一部が総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、国家公安委員会、金融庁長官又はこども家庭庁長官の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に關するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

5|
(略)

であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに關するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

6| 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるもののうちその資格事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に關するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

7|
(略)